

茨城県報 第4874号

昭和37年8月3日

金曜日

（明治35年3月17日
第三種郵便物認可）

目次

規則

（人事委員会）

◎茨城県市町村立学校職員のへき地手当に関する規則	ページ 1
告示	

◎建設業者の登録	2
◎建築基準道路の指定（2件）	3

（選挙管理委員会）

◎参議院（地方選出）議員選挙の収支報告書要旨の公表	3
公告	
◎射撃場の指定	4

規則

（人事委員会）

茨城県市町村立学校職員のへき地手当に関する規則の全部を改正する規則を公布する。

昭和37年8月3日

茨城県人事委員会

委員長 吉永時次

茨城県人事委員会規則第10号

茨城県市町村立学校職員へき地手当支給規則

茨城県市町村立学校職員のへき地手当に関する規則（昭和34年茨城県人事委員会規則第16号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、茨城県市町村立学校職員のへき地手当支給条例（昭和37年茨城県条例第54号。以下「条例」という。）の規定に基づき、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」という。）のへき地手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（へき地手当の支給方法）

第2条 月の中途において次の各号に掲げるものに該当した場合のへき地手当は、給料の支給方法

に準じて日割計算により支給するものとする。

- (1) 給料の月額に異動を生じたとき。
- (2) 扶養手当の月額に異動を生じたとき。
- (3) 新たに条例第2条に規定するべき地学校に勤務する職員がそれらの職員以外の職員になったときまたは離職もしくは死亡したとき。
- (4) 条例第2条に規定するべき地学校に勤務する職員が、同条に規定する級別を異にする学校相互間で異動したとき。
- (5) 条例第2条に規定するべき地学校に勤務する職員が、同条に規定する級別を異にする学校相互間で異動したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか給料または扶養手当が日割計算されているとき。

第3条 べき地手当の計算期間および支給定日については、職員の給与に関する規則(昭和36年茨城県人事委員会規則第2号)第59条第1項の表に掲げる隔遠地手当等の例による。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、条例の実施に関し必要な事項は別に人事委員会が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。

告 示

茨城県告示第768号

下記の建設業者の登録事項は、建設業法第8条第1項により建設業者登録簿に登録した。

昭和37年8月3日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

登録番号	登 録 年 月 日	商 号 又 は 名 称	申請者氏名	主たる営業所の所在地
(ち) 1,064	昭37. 6. 30	伊 藤 商 事 有限会社	伊 藤 秀 吉	水戸市元山町5,763
(//) 1,088	// 37. 8. 19	坂 本 建 設	坂本泰次郎	水戸市鷹匠町699
(//) 1,678	// 37. 8. 1	黒 沢 建 材 株式会社	黒 沢 良 二	水戸市西原町3,324
(//) 1,679	// 37. 8. 1	昭 和 土 木	菊 地 定 男	水戸市信願寺町1,310
(//) 1,069	// 37. 7. 16	鈴 木 工 務 店	軍 司 信 義	那珂郡那珂町額田北郷494
(//) 1,070	// 37. 7. 16	合資会社 波 崎 建 設	鐺 木 長 吉	鹿島郡波崎町8,998
(//) 1,680	// 37. 8. 1		浅 野 吉 雄	行方郡牛堀町牛堀98

茨城県告示第769号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和37年8月3日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和37年8月3日

指 定 の 位 置 石岡市荒金台13,000

道 路 の 幅 員	幅員	8 m	6 m	4.5m	4 m
及 び 長 さ	延長	192.61m	289.14m	53.91m	69.36m

茨城県告示第770号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和37年8月3日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和37年8月3日

指 定 の 位 置 那珂郡東海村大字村松字作内1,037の1

道 路 の 幅 員	幅員	4 m
及 び 長 さ	延長	43.7 m

(選 挙 管 理 委 員 会)

茨城県選挙管理委員会告示第38号

昭和37年7月1日執行の参議院（地方選出）議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨を公職選挙法第192条第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

昭和37年8月3日

茨城県選挙管理委員会

委員長 松 野 貞 夫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 昭和37年7月1日執行

参議院（地方選出）議員選挙（茨城県選挙区）

2 期 間 7月1日から 第2回分
7月30日まで

3 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

4, 0 4 9, 0 0 0 円

4 報告書の要旨

候補者氏名	三 村 勇	所属党派	自 由 民 主 党	出納責任者氏名	飯 島 久
収 入				支 出	
主たる寄附				人 件 費	円
(氏名団体名)	(職業)	(寄附額)		家 屋 費	24,000
		円		選挙事務所費	—
				集会会場費	—
				通 信 費	—
				交 通 費	8,200
				印 刷 費	84,400
				広 告 費	—
				文 具 費	30,805
				食 糧 費	—
その他の寄附	件			休 泊 費	136,000
その他の収入				雑 費	41,936
今 回 計		—		今 回 計	325,341
前 回 計		1,613,900		前 回 計	964,656
総 計		1,613,900		総 計	1,289,997

報告書受理年月日

昭和37年7月30日

第2回報告分

公 告

◎射撃場の指定

銃砲刀剣類等所持取締法第10条第2項第3号の規定に基づき、次のとおり射撃場として指定しました。

昭和37年8月3日

茨城県公安委員会

委員長 川 島 安 右 衛 門

- 1 射撃場の名称 第1回東臨時射撃場
- 2 射撃場の所在地 稲敷郡東村大字橋向右利根耕地5番地の4
- 3 射撃場の種別 臨時射撃場
- 4 指定期間 昭和37年8月4日から 2日間
昭和37年8月5日まで

毎週月・水・金曜日発行(線急事項は号外発行)(定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ)(金 1 0 0 円)

茨城県水戸市北三ノ丸119番地

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所

(第三種郵便物認可)